

# 令和4年度 札幌駅南口駅前広場改修の方向性検討業務 公募型企画競争 提案説明書

## 1 業務の名称

令和4年度 札幌駅南口駅前広場改修の方向性検討業務

## 2 業務の背景及び目的

札幌駅南口駅前広場（以下「南口駅前広場」という。）は、平成12年の改修の際に「人の広場」として整備されて以降、大通公園とともに札幌市の顔として広く道内外の人々に知られてきた空間である。南口駅前広場を中心に、JR、市営地下鉄南北線・東豊線、タクシープール、バスターミナル等が配置され、「人の広場」であると同時に、多様な交通モードが集約される「交通結節点」としての役割も担っている。

札幌駅周辺では、今後、北海道新幹線の札幌延伸のほか、都心アクセス道路の整備、北5西1・西2地区の再開発とこれに合わせたバスターミナルの改修、及び北4西3地区の再開発が予定されている。

また、北5西1・西2地区や北4西3地区の再開発では地上・地下の重層的な歩行者ネットワークが形成される予定であり、「交通結節点」としての役割がより一層重要となるほか、多様な交通機関や歩行空間を利用する歩行者を受け止める空間として、南口駅前広場の在り方を再検討する必要性が生じている。

令和3年11月に策定した「札幌駅周辺エリア改修の基本的な考え方」では、南口駅前広場、周囲の公開空地、及び道路空間等が、エリア全体で一体感のある公共空間として整備され、あらゆる来街者が、めぐり歩いて楽しいまちの実現を方針の一つに掲げている。

エリアの中でも中核となる南口駅前広場は、「パブリックスペースのコアとなる機能」「広場の内外が調和したデザイン」「エリアマネジメントの展開フィールド」として再構築が必要であると整理されており、周辺の開発と一体となった空間への再編が求められる。

本業務では、南口駅前広場の整備時のコンセプトや課題、札幌駅交流拠点まちづくり計画等の関連計画、及び具体化しつつある周辺再開発の動向等を踏まえ、周辺街区と一体となりエリア全体の価値を高めるための南口駅前広場の改修の方向性を検討することを目的とする。

## 3 業務内容

- (1) 南口駅前広場及びその周辺の現状と課題の整理  
ア 改修において考慮すべき諸条件等の整理

札幌市が過年度までに実施した南口駅前広場及びその周辺における現状や課題にかかる調査の結果から、南口駅前広場の改修において考慮すべき諸条件及び検討課題を整理する。

〈過年度業務において把握している主な内容〉

- ・ 土地建物の権利状況
- ・ 地下街（アピア）の概要
- ・ 法令上の制限
- ・ 駅前広場周辺の建築物の現況
- ・ タクシープールの現況
- ・ 北4西3地区の再開発による日陰の影響検証資料
- ・ 現状の荷重状況と地下構造物の耐荷力
- ・ 地上上屋などの施設の撤去や再構築に伴う地下構造物への影響
- ・ 各事業完成後の交通量の予測・解析

イ 地上上屋などの施設の撤去や再構築に伴う地下構造物への影響の検討

上記アのうち「地上上屋などの施設の撤去や再構築に伴う地下構造物への影響」につき、上記アで取りまとめた考慮すべき諸条件及び課題を踏まえて、下記について対応策を検討する。

(ア) 地下街階段及び排煙設備の撤去及び再構築

撤去や移設にかかる法律や基準の整理など

(イ) 地上工作物の新規設置（プランター・ベンチ、植樹鉢、庇等）

地下構造物への荷重の影響など

ウ 整備時のコンセプトと現状の利用状況等との比較

平成12年の南口駅前広場の改修にあたり整理したコンセプト等の計画内容と現状の利用状況等とを対比し、解決すべき課題を抽出する。

エ 周辺の環境等の変化から生じる南口駅前広場改修の必要性の整理

南口駅前広場周辺の今後の開発動向を踏まえ、南口駅前広場の改修において考慮すべき諸条件及び検討課題を整理する。

(2) 南口駅前広場改修の方向性の整理

上記(1)の整理に加え、札幌駅周辺地区整備構想、第2次都心まちづくり計画、札幌駅交流拠点まちづくり計画等の関連計画の考え方も踏まえて、南口駅前広場の改修コンセプト案、施設配置の考え方、改修後の広場に求め

られる機能、検討課題など、南口駅前広場改修の方向性を整理する。

なお、南口駅前広場改修に関しては、令和5年度は、本業務での検討結果を踏まえ、より具体的な施設の配置案やデザインパースの作成検討等を行い、「(仮)札幌駅南口駅前広場改修の基本的考え方」を取りまとめる予定である。

また、別途発注している「令和4年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務」(以下「基盤整備検討業務」という。)において、南口駅前広場内タクシープールの移設に伴う、施工時の地下構造物への影響対策の検討等を先行して行っていることから、タクシープールについては本業務の検討対象区域に含めない。「16 業務対象区域」参照。

なお、基盤整備検討業務の検討内容のうち、本業務の検討に必要な部分については、適宜、札幌市から情報提供を行う。

### (3) 報告書の作成

業務成果を報告書としてまとめ、提出する。

## 4 業務規模

8,100千円を上限額とする(消費税及び地方消費税10%を含む)。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

## 5 履行期間

業務締結の日から令和5年3月31日(金)まで

## 6 成果品

- (1) 報告書：A4縦、カラー両面印刷(枚数制限無し)5部
- (2) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体(CD-R)で1組提出

## 7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

## 8 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと

- (1) 本業務に取り組むうえでの視点等について  
札幌駅周辺地区整備構想、第 2 次都心まちづくり計画、札幌駅交流拠点まちづくり計画等の関連計画の考え方、南口駅前広場の整備経緯や空間的特徴、昨今の周辺のまちづくりの動向等を踏まえ、本業務に取り組むうえでの全体的な視点、特に重要と考えられる点、留意すべき点等について提案すること。
- (2) 南口駅前広場及びその周辺の現状と課題の把握整理について  
上記 3 (1) イで示す「地上上屋などの施設の撤去や再構築に伴う地下構造物への影響」の検討にあたっての検討手法、留意点や重視すべき視点について提案すること。
- (3) 南口駅前広場改修の方向性の整理について  
南口駅前広場改修の方向性を整理するにあたっての留意点や重視すべき視点について提案すること。
- (4) 本業務のスケジュール案について  
令和 4 年度業務のスケジュール案について提案すること。
- (5) 独自提案事項について  
本業務を実施するに当たり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

## 9 申込方法

- (1) 提出物  
正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1 部提出すること（提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること）。  
副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10 部提出すること（提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと）。  
なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規

格、枚数、様式等は厳守すること。

- ア 参加意向申出書(A4 縦、1 枚、様式 1)
- イ 業務従事者一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 2)
- ウ 類似業務等実績一覧(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式 3)
- エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式 4)
- オ 企画提案書(A3 横、片面印刷、1 枚、様式自由)
- カ 業務費内訳書(積算書)(A4 縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室  
都心まちづくり課(5 階南側)

(3) 提出期限

令和 5 年 1 月 18 日(水) 17:15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

- (ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。
- (イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。
- (ウ) 本業務にて全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者 1 名を明記すること。
- (エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

駅前広場等の都市空間整備計画策定・検討業務など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあ

れば、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 札幌駅周辺地区整備構想（平成4年）※

イ 札幌駅交流拠点先導街区整備基本構想（平成28年度）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/sendougaku.html?mode=preview>

ウ 札幌駅交流拠点まちづくり計画（平成30年度）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/matidukurikeikaku.html?mode=preview>

エ 札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想（令和元年度）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/5152kihonkousou.html>

オ 札幌駅周辺エリア改修の基本的な考え方（令和3年度）

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/sapporoeki/syuhenseiseibi.html?mode=preview>

カ 「札幌駅南口エリアにおける街区間連携検討業務」報告書（令和2年度）※

キ 「札幌駅交流拠点基盤整備検討業務」報告書（令和3年度）※

ク 「札幌駅周辺交通処理計画基礎資料作成業務」報告書（令和3年度）※

ケ 「令和4年度札幌駅交流拠点基盤整備検討業務」概要

<https://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/r4-29.html>

参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、希望に応じて上記※の資料を上記（2）提出先にて提供する。

## 10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に電子メール又はFAXで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和4年度札幌駅南口駅前広場改修の方向性

検討業務 質問書」とし、令和5年1月11日（水）12：00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：ki.downtown@city.sapporo.jp

FAX：011-218-5112

(2) 質問に対する回答

回答は電子メール又はFAXにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

## 11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「札幌駅南口駅前広場改修の方向性検討業務」企画競争実施委員会（以下、「実施委員会」という。）において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点以上であれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含み最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1者25分（説明15分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、ヒアリングをリモートで実施する可能性があるため、留意すること。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則に

よる。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。

エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和5年1月19日（木）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和5年1月23日（月）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点以上の者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最低基準点以上の者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)及び(2)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社（者）となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点						
<p>(1) 本業務に取り組むうえでの視点等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に取り組むうえでの全体的な視点が、札幌駅周辺地区整備構想、第2次都心まちづくり計画、札幌駅交流拠点まちづくり計画等の関連計画の考え方、南口駅前広場の整備経緯や空間的特徴、昨今の周辺のまちづくりの動向等を踏まえ、適切な提案となっているか。</li> </ul>	20						
<p>(2) 南口駅前広場及びその周辺の現状と課題の把握整理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地上上屋などの施設の撤去や再構築に伴う地下構造物への影響」の検討にあたっての検討手法が効果的な提案となっているか、また留意点や重視すべき視点が適切な提案となっているか。</li> </ul>	20						
<p>(3) 南口駅前広場改修の方向性の整理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南口駅前広場改修の方向性を整理するにあたっての留意点や重視すべき視点が適切な提案となっているか。</li> </ul>	30						
<p>(4) 業務全体について</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1. 業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。</td> <td>(10)</td> </tr> <tr> <td>2. 独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、有効なものとなっているか。</td> <td>(10)</td> </tr> <tr> <td>3. 過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。</td> <td>(10)</td> </tr> </tbody> </table>	1. 業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	(10)	2. 独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、有効なものとなっているか。	(10)	3. 過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。	(10)	30
1. 業務の実施に無理がなく、適切かつ有効なスケジュールとなっているか。	(10)						
2. 独自提案が、業務の目的を達成するに当たり、有効なものとなっているか。	(10)						
3. 過去の類似・関連業務実績、執行体制が十分で、業務を円滑に遂行できると判断できる提案となっているか。	(10)						
合計	100						

### 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者履行

### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担と

する。

- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製を含む）。
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認められた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成を含む）。
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

## 15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所 5 階南側）

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：佐藤 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112

## 16 業務対象区域

